

あきる野市木質バイオマスエネルギー利活用可能性調査業務委託 仕様書

1 委託件名

あきる野市木質バイオマスエネルギー利活用可能性調査業務委託

2 履行（納入）場所

あきる野市五日市4 1 1 番地（あきる野市役所五日市出張所）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで

4 目的

国は2050年のカーボンニュートラル及び2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%とする削減目標を掲げている。

あきる野市（以下「市」という。）においても、2022年に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、同年に策定した第二次あきる野市環境基本計画改訂版の中で、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で48.6%削減する目標を掲げている。

市ではこれまで、電気自動車の導入や照明のLED化等を推進してきたが、二酸化炭素排出削減目標を達成するためには、より一層取組を推進していくことが求められている。

また、昨今の原油価格の高騰により、市有施設のエネルギーコストの増加も顕著になっており、コスト低減対策も急務となっている。

木質バイオマスの利用は、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献するとともに、エネルギー資源として、また、森林の適切な整備、雇用の創出など地域の活性化にも寄与するものである。

本業務は、市の特徴である豊かな自然環境を有効活用しながら、市における課題解決に資することを目的とする。

5 業務内容

(1) 燃料供給可能性に関する調査

ア 森林資源量の現状把握

木質バイオマス燃料の原料となる森林資源量を明確にするため、既存資料やヒアリング調査等を基に、賦存量と供給可能量に分けて整理を行う。

イ 木材産業・流通状況の把握

市内製材所等へのヒアリング調査等により、原料仕入・製品出荷状況、副産物の種別や発生量及び現状の取扱い方法を把握し、既存商流との競合可能性及び利活用できる木質原料の有無を検証する。

ウ 林業労働力の現状把握

市内森林整備に従事する事業者に対し、作業班数や所有重機、施業実績や生産余力等のヒアリング調査を行い、実態を把握する。

エ 周辺地域での林業・木材流通状況把握

必要に応じ、周辺地域においても5（1）イ及びウの調査を実施する。

オ 利用可能な木質バイオマス燃料条件整理

5（1）ア～エを基に、持続的に利用可能な原料及び木質バイオマス燃料の条件について整理を行う。

カ 燃料供給体制の検討

5（1）ア～オまでの結果及び（2）に後述する木質バイオマスエネルギー利用施設で利用可能な燃料性状も踏まえた上で、実現可能なサプライチェーンの検討を行う。

（2）木質バイオマスエネルギー利活用可能性調査

ア 市内熱需要施設の調査

市内公共施設におけるエネルギー消費実績データ及び施設基本情報の収集・整理を行い、将来的な導入可能性も含め、木質バイオマスエネルギーの導入効果が高いと見込まれる候補施設の抽出を行う。なお、候補施設には指定管理施設を含む。

イ 市内導入候補施設における現地調査

5（2）アで抽出された候補施設について現地調査を行い、既存設備や運用実態の把握を行う。

ウ 既存バイオマスボイラー再稼働可能性調査

「秋川溪谷 瀬音の湯」には、平成17年11月に策定した「あきる野市バイオマスタウン構想」に基づき、木質バイオマスボイラーが設置されている。震災発生後に焼却灰から高い濃度の放射線量が測定されたため、現在は、稼働を見合わせているが、同ボイラー再稼働の可否を判断するための設備調査等を行い、運用上懸念されるリスクや有効策の有無等について検証を行う。

エ 木質バイオマス熱利用設備の検討

候補施設に木質バイオマスボイラーを導入する場合の出力規模や設備システム及び配

置について検討を行う。

オ 事業採算性等の検討

候補施設において木質バイオマスボイラーを導入する場合のイニシャルコスト及びランニングコストを取りまとめ、事業採算性の算出・分析を行う。なお、「秋川溪谷 瀬音の湯」については、既存バイオマスボイラーを再稼働した場合及びバイオマスボイラーを新規導入した場合双方のケースについてコストを算出し、比較検証を行うものとする。

(3) 木質バイオマス利活用方針の策定

市の既存関連計画及び本調査結果を踏まえ、市全体の実現可能な木質バイオマスの利活用方針について検討を行い、時系列に整理したロードマップを作成する。

(4) 報告書の取りまとめ

5 (1)～(3)の調査及び検討内容を整理し、あきる野市木質バイオマスエネルギー利活用可能性調査報告書として取りまとめを行う。

6 貸与資料

発注者は、業務を実施する際に必要となる資料を受注者に貸与するものとする。資料の電子ファイルが存在する場合には、電子ファイル形式による貸与を基本とする。また、受注者は、貸与された資料を発注者の指示に従い、返還しなければならない。

7 提出書類等

(1) 業務着手時

- ア 着手届
- イ 代理人及び主任技術者
- ウ 業務計画書兼予定表
- エ 技術士の資格証（写し）

(2) 業務完了時

- ア 完了届
- イ 成果品

8 成果品の納入

納品する成果品は、次のとおりとする。

- (1) あきる野市木質バイオマスエネルギー利活用可能性調査報告書 A4版15部
- (2) あきる野市木質バイオマスエネルギー利活用可能性調査報告書概要版 A4版30部
- (3) 業務報告書 1部
- (4) その他業務内容に係る各種資料 1式
- (5) (1)及び(2)の電子データ 1式

なお、(4)については、電子データ等を記録媒体(CD-R等)に記録し、納めること。また、分析等に用いた計算式や図表等の全てのデータを成果として納めること。データの形式は、特殊な形式でないもの(Word、Excel等)とし、Wordファイルのデータに関してはPDFデータを併せて提出すること。

9 成果品の訂正

受注者は、成果品に誤りがあった場合は、発注者の指示により、速やかにその誤りを訂正しなければならない。

10 成果の帰属

データについては、著作権、所有権等の全ての権利を市が有するものとし、本委託における成果は、全て市に帰属するものとする。

市の承認を受けずに複製することや第三者への公表及び貸与を行ってはならない。

11 支払い方法

完了検査合格後、請求に基づき一括して支払うものとする。

12 その他

(1) 交通費等の費用負担

業務に関する打合せ及び各種会議への出席に伴い発生する交通費等の費用については、全て受注者の負担とする。

(2) 緊急に報告する必要がある事項については、速やかに発注者に連絡すること。

(3) 本市では、「あきる野市地球温暖化対策実行計画」により、環境に配慮した活動を行っているので、環境に係る本市の活動に協力すること。

(4) エネルギー、省電力化及びリサイクルを推進すること。

(5) 環境に配慮した物品の調達に努めること(コピー、印刷用紙及びファイル類は、環境配慮商品を使用すること。)

(6) ディーゼル車規制の遵守

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）のほか、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(7) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」によること。

(8) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(9) 疑義等の協議について

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。